

令和5年7月28日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求書について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年8月4日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和5年6月16日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和5年6月20日（火）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

（1）人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官、及び最高検察庁の検事の生年月日の一覧表（令和5年4月1日以降に作成したもの）

（2）法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿（令和5年3月31日以前に作成されたものの最新版）

（3）副検事名簿（令和5年3月31日以前に作成されたものの最新版）

（4）令和5年4月以降につき、法務・検察幹部名簿の作成を取りやめた理由が書いてある文書

（5）令和5年4月以降につき、従前とは異なる形式で検事期別名簿を作成するようになった理由が書いてある文書

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）行政文書開示請求書に、上記3（2）及び（3）のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書として、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

ア 法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿（令和5年1月10日現在）

イ 副検事名簿（令和4年4月1日現在）

（2）行政文書開示請求書に、上記3（1）、（4）及び（5）のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書を作成又は取得しておらず、保有していません。

このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4（1）ア及びイの行政文書の請求を維持される場合、開示請求件数は2件、開示請求手数料は600円となります。

また、上記4（2）について請求を維持される場合、開示請求件数は、上記4（1）と合わせて3件、開示請求手数料は900円となります（ただし、上記4（2）については、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

現在、あなたからは収入印紙1,500円分を受領しておりますので、過納付となっている収入印紙600円分については返戻いたします。

なお、上記4（2）について請求を取り下げられる場合は、収入印紙300円分を返戻いたします。